

掛川市規則第24号

掛川市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市補助金等交付規則の一部を改正する規則

掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（交付の決定をしないことができる場合）

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。